

老人医療高額医療費の現物給付化を求める意見書

昨年10月に改正された健保法、老人保健法の一部実施により、患者の医療費負担が増え、受診抑制となっている。

実施された老人医療の患者一部負担金は、1割から2割の定率化によって、在宅での寝たきり老人や在宅酸素療法などの医療を受けている場合、その負担額は数万円に及んでいる。高額医療費（償還払）制度によって、通院では12,000円を超える場合は、一旦、患者が負担した後、診療月から2ヵ月後に払い戻しされるが、近年の不況と生活不安が高まる中で、2ヵ月後に戻ってくるとわかっていても、受診時に、数万円を手元に用意しておかなければならず、治療の中断や受診頻度の減少などが危惧される深刻な事態となっている。

しかも、このような償還払い制度では、高齢者の高額医療費申請などの事務的な負担が過重となり、未申請による未払金の発生は避けられないと考える。

これらの問題を解決する方法として、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の主旨が生かせるところから、この方式への改善が求められている。

よって、政府に対し、老人医療高額医療費の償還払いを廃止し、現物給付とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年（平成15年）10月28日

高砂市議会